

令和8年5月27日

## 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム 提言

### 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

二地域居住は、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方・働き方であり、新たな人の流れの創出・拡大、地域の担い手確保、消費等の需要創出、新たなビジネスや雇用の創出につながるものである。

二地域居住をめぐっては、促進法が令和6年11月に施行され、同法に基づいた各地の取組が政府の支援を活用しつつ進められているところである。また、二地域居住の一層の普及促進と機運の向上等を官民が一体となって進めていくため、法施行と時を同じくして、「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組し、当「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」（以下「官民PF」という。）が発足、今では1,300を超える自治体・多様な民間事業者等が参画している。

官民PFは、二地域居住を促進する「官」と「民」が一体となる入口、接点の創出を進める一方で、二地域居住の促進に当たっての様々な課題を解決するため、会員の発意に基づき、各種の専門部会（※1）が設置され、それぞれの課題の整理・洗い出しと併せて、その具体的な対応方策について、議論・検討を重ねてきた。

（※1）現在設置されている専門部会のテーマ：「負担軽減」「登録・地域関与」「担い手・人材」「保育」「空家」「広域」

これら各種専門部会における活発な議論を踏まえ、官民PFとして、以下提言する。

- ・二地域居住の促進は、地域の担い手不足の解消や就労・収入確保機会の拡大、都市部住民のウェルビーイング向上並びに地域活性化に資することに加え、災害等への備えともなることから、二地域居住者の心理的ハードルを下げる取り組みを含め、送り出し法人、受け入れ法人及び二地域居住者それぞれのニーズのマッチングなどのモデル形成への支援を継続・拡充すること
- ・二地域居住を促進するための自治体財源の確保のため、「特別交付税措置」や「ふるさと納税」のさらなる活用を進めるとともに、一部自治体が単独財源で既に措置している移動費等の負担軽減費用についても対象とする等の拡充を図ること
- ・上記、「特別交付税措置」や「ふるさと納税」のさらなる活用にあたっては、例えば「プレミアム登録者」に対してはふるさと納税で交通券等の返礼品を可能とするなど、「ふるさと住民登録制度」を二地域居住者の実践者に魅力がある活用可能な制度として設計・運用すること
- ・なお、「ふるさと住民登録制度」の設計・運用にあたっては、昨年官民PFから総務省への提言も踏まえ、その試行版について二地域居住モデル事業において

も試行できるよう措置することも含め、自治体や民間各種サービスとの連携を進めること

- ・二地域居住者が地域の担い手となるための副業・複業・兼業について、特に企業側の参画を促す環境整備につながるよう、制度運用上の課題を整理し、啓発を図る等のさらなる普及に努めること
- ・子どもを持つ二地域居住者のニーズへの対応や地域における子育て環境の充実に二地域居住を活用していくこと等も踏まえ、保育・教育等こども政策と二地域居住促進政策のさらなる連携を深めること
- ・二地域居住の促進における特定居住支援法人の広域での活動を後押しする観点から、官民P Fが検討している広域型の認証等の状況を踏まえ、必要に応じた制度の運用改善・見直しを図ること
- ・特定居住支援法人のマッチング基盤の整備、先行地域の学びを横展開する仕組み、地域側のハブとなる人材を育成する仕組み等官民P Fの機能・役割の充実に支援すること

政府にあつては、こうした二地域居住を促進するための上記の提言を踏まえ、二地域居住の更なる促進に向け、制度やその運用の見直しや仕組みの検討、財政支援を早急にとるよう強く求める。